

第3期宮崎県医療費適正化計画 PDCA管理様式【2021(令和3)年度】

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
46.4%	48.1%	49.8%	49.9%	—	—	70.0%
目標達成に 必要な数値	50.3%	54.3%	58.2%	62.1%	66.1%	—
(注)「目標達成に必要な数値」は、2023 年度目標を達成するために 2017 年度と目標値の差を 6 で割ったもの（以下の項目において同じ）。						
2021 (令和3) 年度の 取組・課題	【取組】 - 各保険者は、①休日健診等の受診のしやすい環境整備、②未受診者に対する個別訪問や文書勧奨を業者に委託し実施、③被扶養者に対して本人宛に受診勧奨文書の送付、④健康マイレージ事業やイベントの開催による被保険者へ受診勧奨、⑤自己負担額の無料化等の取組を進めた。 - 県は、①医療機関に向けて、県と県医師会長連名でかかりつけ医による健診受診勧奨を依頼する文書の配付、②健康経営に積極的な企業や事業所を表彰する健康長寿推進企業等知事表彰の実施及び事例集の配付、③健康経営サポート企業による健康経営の啓発及び実践支援等の事業を行った。また、保険者協議会事務局においては、特定健診等に係る受診率向上のため、啓発広報（ポスターやアルコールウェットティッシュの配付、ホームページにおける各保険者の特定健診日程の情報提供等）を行った。					

	【課題】 ・ 2021 年度（令和 3 年度）の特定健診実施率については、特に市町村国保 26 保険者のうち 17 保険者が前年度の実施率を下回った。その理由として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、受診対象者の特定健診受診控えがあったことが挙げられる。 ・ 県全体の特定健診実施率は年々微増しているが、依然として全国平均を下回っている。 ・ 市町村国保の被保険者、被用者保険の被扶養者について実施率が低い傾向があり、若年層や健康無関心層等への働きかけが課題である。
次年度以降の改善について	・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を万全に講じながら、特定健診の実施率を向上させていく必要がある。 ・ コロナ渦においても特定健診実施率が上昇している保険者もあることから、当該保険者の取組等について、他の保険者の参考になると考えられる項目について、十分に情報共有を図る。 ・ 全保険者が 5 月と 10 月に実施する「健康診査広報月間」を活用し、今後の啓発・広報の強化のあり方を検討する。

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省ホームページより）

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
28.6%	31.4%	28.2%	27.2%	—	—	45.0%
目標達成に 必要な数値	31.3%	34.1%	36.8%	39.5%	42.3%	—
2021 (令和 3) 年度の 取組・課題	【取組】 - 各保険者において、特定保健指導対象者（被扶養者を含む）に対して、文書・電話・個別訪問等の方法により、特定保健指導への参加の勧奨を行った。 - 保険者協議会事務局において、特定保健指導実施者（新人向け・従事者向け）を対象とした研修会を開催した。 - 県において、①健康経営に積極的な企業や事業所を表彰する健康長寿推進企業等知事表彰の実施及び事例集の配付、②健康経営サポート企業による健康経営の啓発及び実践支援、③協会けんぽと連携し、健康宣言事業所の健康経営における取組支援（5 事業所支援）等の事業を行った。					
	【課題】 - 実施率は全国平均を上回る見込みであるが、依然として目標値とは開きがある。 - 新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底した上で個別訪問を実施した保険者がある一方、十分に個別訪問が実施できなかった保険者もある。 - 特に被用者保険の被扶養者について実施率が低い傾向にあることから、これらの者に向けたアプローチが課題である。また、保健指導該当者が固定化して保健指導の内容がマンネリ化する傾向にあり、途中で脱落する者や保健指導を拒む者も多い。					

	・ 保健師等の指導スタッフのマンパワー不足やスキル不足の悩みを抱えている保険者がある。
次年度以降の改善について	・ 保険者の個々の取組の実施方法等について十分な検証・改善を行い、改善事例を各保険者間で情報を共有するとともに、特定保健指導の実施率向上に向けた啓発・広報を強化するため、保険者協議会においても当該取組を推進する。 ・ 引き続き、特定保健指導実施者（新人向け・従事者向け）を対象とした研修会を実施する。

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省ホームページより）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
14.56%	13.71%	14.74%	14.05%	—	—	25.0%
目標達成に 必要な数値	16.30%	18.04%	19.78%	21.52%	23.26%	—
2021 (令和 3) 年度の 取組・課題	【取組】 健康教室、ウォーキング事業、健康づくりセミナー等を実施し、チラシや健康グッズを配付するとともに、ポスターの掲示、ホームページ・広報誌への掲載等の被保険者に向けた情報発信を行った。					
	【課題】 - 減少幅は前年度よりも縮小しており、年度別の目標値との開きが大きくなっている。 - 特定保健指導や重症化予防の保健指導で手一杯で、特定保健指導対象外の指導まで手が行き届いていない。 - より効果的なポピュレーションアプローチの方法の検討が必要。					
次年度以降の 改善について	健康無関心層や働き盛り世代への働きかけを強化し、企業における「健康経営」の取組の普及促進等の施策を進める。 特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図り、健診結果データや指導を通して、県民個々の生活習慣病をはじめとする健康状況の把握や健康づくりへの意識向上を促進するため、保険者協議会においても特定保健指導の質の向上のための研修を実施する。					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省ホームページより）

④ たばこ対策に関する目標

2016 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
喫煙率 男性 27.8%	—	—	—	—	—	20.0%
目標達成に 必要な数値	25.6%	24.5%	23.3%	22.2%	21.1%	—
喫煙率 女性 6.6%	—	—	—	—	—	2.7%
目標達成に 必要な数値	5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	—
COPD について知 っている人の割合 39%	—	—	—	—	—	80%
目標達成に 必要な数値	50.7%	56.6%	62.4%	68.3%	74.1%	—
2021 (令和 3) 年度の 取組・課題	【取組】 ・ 保険者による特定保健指導対象者への禁煙指導の実施、妊娠届や乳児健診等の機会における若い世代に向けた個別指導や健康教育を実施した。 ・ 県及び各保険者による世界禁煙デーや禁煙週間に合わせた啓発活動（保健所等においてポスターの掲示・リーフレットの配付、テレビ CM の実施等）、母子健康手帳別冊に妊娠中の禁煙のリスクについて記載した。					

	【課題】 ・ 喫煙者を対象とした禁煙サポート事業の参加者が少ない。 ・ 健康増進法の改正を踏まえ、受動喫煙に関する知識の普及や施設の類型・場所ごとに受動喫煙を防止するための禁煙措置などの取組を進めていく必要がある。
次年度以降の改善について	・ 県民の健康意識を向上させる観点からも、引き続き、これまでの取組や COPD（慢性閉塞性肺疾患）についての啓発などの取組を着実に実施していく。 ・ 令和２年４月の改正健康増進法の全面施行を受け、今後も受動喫煙に関する知識の普及や施設の類型・場所に応じた受動喫煙防止のための取組を進めていく必要がある。 ・ 規制の対象外となる場所（屋外等）での喫煙マナーの啓発も行っていく必要がある。

⑤ 予防接種に関する目標

2021（令和3） 年度の 取組・課題	【取組】 - 県は、予防接種の接種向上のため市町村、医師会との予防接種広域会議を開催した（新型コロナウイルスの影響のため書面開催）が、医療従事者等への予防接種に関する研修会については実施できなかった。 - また、「子ども予防接種週間」の期間中において新聞等での啓発や市町村への啓発依頼を行うとともに、新型コロナウイルスの影響により予防接種を遅らせないように県政番組・ラジオでの呼びかけ及び対象者への情報発信についての市町村へ働きかけを行った。 - 県は、任意の予防接種の助成を行っている23市町村への補助を行う「愛の予防接種助成事業」を実施した。 【課題】 - 定期予防接種は、地方財政措置がなされているものの、定期接種が増えることにより市町村の財政負担が増加し、また、医療機関においては、定期接種の増加により間違いを防ぐための対応が求められことで煩雑となるため、より正しい知識等の普及・啓発に努める必要がある。 - 任意接種については、医療費削減につながっていると考えられるが、市町村の財政負担が大きい。
次年度以降の 改善について	引き続き研修会の開催や関係機関との連携を図るとともに、県民に対する正しい知識等の普及啓発に取り組む。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

2021（令和3） 年度の 取組・課題	【取組】 - 県は、県全体の指針に係る取組状況及び評価等を検討するため宮崎県糖尿病・慢性腎臓病対策検討会を開催した。 また、関係機関との連携強化を図るため、県及び二次医療圏単位での糖尿病発症予防・重症化予防対策協議会を開催した。 - 保険者協議会において、糖尿病性腎症重症化予防に向けた特定保健指導等を理解する研修会（保健指導従事者向け）を開催した。 【課題】 - 腎不全や人工透析の原因となる糖尿病性腎症を予防するため保険者と協力し、重症化予防に取り組む必要がある。 - 引き続き啓発活動に取り組むとともに、各医療機関や医師会との連携体制を整備する必要がある。
次年度以降の 改善について	疾病の予防を重視した保健医療体系への転換をより一層進めていく観点から、これまでの取組に加え、生活習慣病等の重症化予防の推進、がん検診をはじめとする予防・健康づくりの推進、重複投薬の是正及び多剤投与の適正化などについて、重点的に取り組む。

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

2021（令和3） 年度の 取組・課題	【取組】 県は、以下の取組を行った。 ・（1）がん検診の受診率向上のために、がん征圧月間（9月）や乳がん月間（10月）に合わせた啓発（がん検診受診啓発資材の作成、啓発動画の作成・配付、テレビCMの放映）等を行った。 ・（2）歯の健康予防の推進については、歯と口の健康週間（6月4日～10日まで）、11月8日の「いい歯の日」にあわせた啓発（むし歯予防、定期歯科健診受診啓発イベント、動画の放映等）を実施するとともに、妊婦歯科健診を実施する7市町への補助を行った。 ・（3）健康づくり（ベジ活・へらしお・食品表示・1日プラス10分運動推進・がん検診・定期歯科健診）の普及啓発を目的とした啓発資材の作成・配付（配付先：保健所、市町村、飲食店、医療機関、教育機関、その他事業所等）及び動画の作成を行うとともに、健康長寿サポートサイトや健康増進課公式Instagram、Facebook等の県公式SNSを活用した情報発信を行った。 【課題】 ・ 若年層や健康無関心層への普及啓発及び関係機関との連携を充実させる必要がある。
次年度以降の 改善について	・ がん検診受診率向上をはじめ、歯の健康、みんながスポーツ1130県民運動の推進、食育の推進、ロコモ・フレイル対策の普及のために、あらゆる場で予防・健康づくりの重要性を啓発していく。 ・ 特定健康診査と同様に、新型コロナウイルスの影響により、がん検診等の受診率も低下しており、受診促進のための啓発等を引き続き行う。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (2018.3) (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
78.5%	82.0%	84.4%	85.8%	85.9%	—	80.0%
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	—
2021 (令和 3) 年度の 取組・課題	【取組】 ・ 保険者は、後発医薬品利用差額通知の実施やジェネリック医薬品希望カード・シールの配付を行った。 ・ 宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会と宮崎県保険者協議会の連携による啓発活動を行った。 ・ 県は、新聞広告やリーフレットの配付、懸垂幕の掲示により後発医薬品の使用に係る啓発を実施した。					
	【課題】 ・ 後発医薬品の使用割合は、これまでの各種取組により目標値を上回っているが、引き続き普及啓発に取り組む必要がある。 ・ ジェネリック医薬品使用割合の低い医療機関・薬局に対して啓発を行う必要がある。					
次年度以降の 改善について	・ さらなる使用割合の向上に向け、各保険者や、県、市町村、医療機関及びその他関係者が連携して、県民や医療関係者の理解促進のための普及啓発、各保険者における後発医薬品利用差額通知の充実等の取組をより一層進めていく。					

出典：「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省ホームページより：平成 30 年度～令和 2 年度）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

2021（令和3） 年度の 取組・課題	【取組】 ・ 保険者による①重複・頻回受診者、重複服薬者、生活習慣病治療中断者等を対象にした家庭訪問を基本とする療養指導、②市民出前講座等での啓発活動等の取組 等 【課題】 ・ お薬手帳の普及や正しい使い方の一層の啓発と、患者や医療機関及び保険薬局に対しての医薬品適正使用に関する普及啓発が必要である。 ・ 多剤重複服薬指導に関しては、対象者に精神疾患が多く、拒否や改善の意思がない等指導が困難で思うような成果が上げられていないという意見があった。
次年度以降の 改善について	・ 保健指導や広報等による普及啓発を行うことにより、医薬品の適正使用（重複服薬の是正及び多剤投与の適正化）に引き続き取り組む。

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

2021（令和3） 年度の 取組・課題	【取組】 ・ 医師会等と連携した在宅医療に関する講演会の実施 ・ 地域包括ケアシステムの構築については、在宅で高齢者が住み続けることができるように、自立支援型のケアマネジメントや介護予防・重度化防止、医療と介護の連携促進を図っている。 【課題】 ・ 重度化防止や自立支援に資するため、医療と介護の連携を図る必要があるが十分に行えていない。 ・ 健康長寿や病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進及び医療と介護の連携の強化など、より一層取組を進めていく必要がある。
------------------------------------	--

次年度以降の改善について	患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制の構築を目指し、病床の機能の分化及び連携を推進するため、今後も 2025 年に向けて適切な医療提供体制の構築を行えるよう地域医療構想調整会議等による議論を推し進める必要がある。
--------------	---

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2021（令和3）年度 の取組	前年度に引き続き、保険者協議会において、データヘルス等推進事業（研修会の開催等）、特定保健指導プログラム研修等事業（新人向け・従事者向け研修）、特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発事業（勧奨啓発グッズ作成、フリーマガジンへの広告掲載、ポスターの配付等）、医薬品適正使用促進事業（薬剤師会等と連携し、お薬手帳カバーを作成）等の事業に取り組んだ。
次年度以降の改善について	- 医療費の適正化に向けて、保険者間の枠を超えた取組や、3 師会・保険医療機関等との連携を促進するため、保険者協議会において、今後更に必要な協議を行う。 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進を図るため、市町村の関係部局担当者の高齢者の特性に応じた保健事業についての知識を深めるとともに、効率的に地域の健康課題等の分析や事業評価等を行い、市町村での実務が円滑に運営できるよう支援することを目的として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的セミナーを開催している。市町村ごとに事業が異なり、支援方法も多岐にわたるため、次年度以降も県及び広域連合、国保連合会とで連携して取り組む。